

令和7年 第4回定例会

高山村議会会議録

令和7年12月3日 開会

令和7年12月9日 閉会

高山村議会

令和7年第4回高山村議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月3日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○村長挨拶	4
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○委員会報告	5
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第54号～議案第56号の一括上程、説明	10
○議案第57号の上程、説明	11
○議案第58号の上程、説明	13
○議案第59号～議案第62号の一括上程、説明	13
○議案第63号の上程、説明	16
○議案第64号の上程、説明	16
○議案第65号～議案第72号の一括上程、説明	17
○一般質問	20
1番 渡邊裕治君	20
5番 飯塚武久君	28
4番 松井陽威君	31
2番 平形玉緒君	33

7番 後藤 肇 君	3 6
8番 山口 英 司 君	3 9
○休会について	4 2
○散会の宣告	4 2
第 2 号 (12月9日)	
○議事日程	4 3
○本日の会議に付した事件	4 4
○出席議員	4 4
○欠席議員	4 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 4
○事務局職員出席者	4 4
○開議の宣告	4 5
○議案第54号～議案第56号の質疑、討論、採決	4 5
○議案第57号の質疑、討論、採決	4 6
○議案第58号の質疑、討論、採決	4 7
○議案第59号～議案第62号の質疑、討論、採決	4 7
○議案第63号の質疑、討論、採決	4 9
○議案第64号の質疑、討論、採決	4 9
○議案第65号～議案第72号の質疑、討論、採決	5 0
○委員会の閉会中継続調査(審査)申出書について	5 9
○議員派遣について	6 0
○閉会の宣告	6 0
○署名議員	6 1

令和7年12月3日（水曜日）

（第1号）

令和7年第4回高山村議会定例会

議事日程(第1号)

令和7年12月3日(水)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 委員会報告
- 日程第 4 議案第51号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 5 議案第52号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 6 議案第53号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 7 議案第54号 高山村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第55号 高山村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第56号 高山村保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第57号 高山村旅費支給条例の全部改正について
- 日程第11 議案第58号 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第59号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第60号 高山村特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第61号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第62号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第63号 高山村村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第64号 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

- 日程第18 議案第65号 令和7年度高山村一般会計補正予算（第4号）
日程第19 議案第66号 令和7年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第20 議案第67号 令和7年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第21 議案第68号 令和7年度高山村介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第22 議案第69号 令和7年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第2号）
日程第23 議案第70号 令和7年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第24 議案第71号 令和7年度高山村簡易水道事業会計補正予算（第1号）
日程第25 議案第72号 令和7年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算（第1号）
日程第26 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	渡邊裕治君	2番	平形玉緒君
3番	唐澤徳治君	4番	松井陽威君
5番	飯塚武久君	6番	佐藤晴夫君
7番	後藤肇君	8番	山口英司君
9番	平形富二夫君	10番	後藤明宏君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	後藤好君
会計管理者兼 税務会計課長	本間尚也君	住民課長	都筑喜久雄君
保健みらい 課長	金井等君	農林課長	小池正浩君
建設課長	割田信一君	地域振興課長	平形英俊君
教育課長	飯塚優一郎君		

事務局職員出席者

議会事務局長 武 田 昌 明 書 記 林 大 生

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（後藤明宏君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから令和7年第4回高山村議会定例会を開会します。

◎村長挨拶

○議長（後藤明宏君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第4回高山村議会定例会の開会に当たり、議会招集の挨拶を申し上げます。

公私ともご多用のところ議員全員のご出席を賜り、ここに高山村議会定例会が開催されますことに心より感謝を申し上げます。

今月1日から10日まで冬の交通安全運動が行われております。交通事故の件数は増加傾向にあり、同時に高齢者による事故が増加傾向にあるとの報告を受けたところでございます。

交通事故は被害者にとっても、加害者にとっても、またその家族までもが大きなダメージを受けます。年末年始を控え気ぜわしい季節を迎えることとなりましたが、安全運転に心がけ、交通事故を起こさないよう十分注意をしていただければと思っております。

さて、役場庁舎の整備の進捗状況でございますけれども、庁舎及び小学校の施設調査がおおむね完了し、概算費用の積算に入ったところでございます。結果は、今年年度末に報告される予定となっております。この件につきましては様々な角度から検証し、議員各位とも協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、大所高所からのご指導・ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本定例会への提出議案等でございますが、議案が22件となります。ご審議いただきますようお願い申し上げます、議会招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

- 議長（後藤明宏君） 本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（後藤明宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番、平形富二夫議員及び1番、渡邊裕治議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（後藤明宏君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月9日までの7日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は本日から12月9日までの7日間と決定しました。
-

◎委員会報告

- 議長（後藤明宏君） 日程第3、委員会報告を議題とします。
農林建設常任委員会の報告を求めます。
佐藤議員。
〔農林建設常任委員長 佐藤晴夫君登壇〕
- 農林建設常任委員長（佐藤晴夫君） それでは、農林建設常任委員会行政視察報告を行いま

す。

令和7年高山村議会第4回定例会。

令和7年12月3日水曜日報告。

農林建設常任委員長、佐藤晴夫。

農林建設常任委員会では、去る11月10日に高崎市、藤岡市へ視察を行いましたので、報告させていただきます。

今回の視察の目的は、耕作放棄地への対応、担い手不足解消等を目的として行いました。

最初に、高崎市吉井町多比良地区で実施した農地耕作条件改善事業高収益作物転換型を視察させていただきました。この地区の概要は、高崎市吉井町の南東部に位置し、畑作中心の田畑混在地帯であり、昭和59年から平成2年に旧吉井町町営で基盤整備を実施したが、高齢化による農業者の減少や獣害により耕作放棄地が増加し、事業対象区域10.7ヘクタールのうち約65%が耕作放棄地になり、令和3年度秋、ジャパンキウイ（株）が農地中間管理機構を活用した農地集積と高収益作物キウイフルーツの栽培計画を提示し、令和5年2月からジャパンキウイ（株）が事業主体となり高収益作物栽培に適した基盤整備をし、耕作放棄地の解消、高収益作物の生産拡大と農地集積を図った事業です。

事業主体はジャパンキウイ（株）、事業工期は令和4年から6年度、総事業費は3億8,500万円、負担割合、国が50%、県25%、市が25%、ジャパンキウイが12.5%、受益面積10.7ヘクタールでした。

次に、藤岡市保美地区で実施した県営水利施設高度化事業畑地帯総合整備型で、農業基盤整備により中山間地域振興担い手育成企業参入を図るための事業で、本地区は米・麦・野菜・トマト・ねぎ等を中心とした営農が盛んな地域であるが、地区内の農地は区画が小さく、不整形のうえ分散しており、農道も狭いことから営農に支障を来している。また、意欲のある農業者が撤退することや基幹農業の農業者の高齢化により耕作放棄地の増加が懸念されている。このため、本事業を早急に実施することにより営農の効率化及び農業経営の改善を促進するとともに、担い手に農地集積を行うことで生産振興と地域の活性化を図る。新規企業参入1社、昭和村の株式会社サイエンス、担い手7名が参入し、農地集積率52.6%を目指し、地域特産のトマト等高収益作物を導入し耕作放棄地全ての解消を目的とした事業です。

事業主体は群馬県、事業工期は令和2年から令和10年度、総事業費10億2,500万円、令和6年度時点の予算でございます。負担割合、国が50%、県が25%、市が25%、受益者ゼロ、受益面積28.5ヘクタール。

本村の今後の耕作放棄地解消には、土地改良事業を進め、企業誘致等を図れば耕作放棄地の解消につながるのではないかと感じました。

以上をもちまして、農林建設常任委員会の行政視察報告といたします。

○議長（後藤明宏君） 以上で委員会報告を終わります。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第4、議案第51号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第51号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてご説明を申し上げます。

令和8年4月1日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体である太田市外三町広域清掃組合の名称が太田市外三町清掃斎場組合に変更されます。

また、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理を令和8年3月31日をもって取りやめることとなったため、所要の改正を行うものでございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

質疑がありませんので、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

これから議案第51号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第5、議案第52号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第52号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてご説明を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理の取り止めに伴う財産処分を令和2年の国勢調査人口に応じて還付するものでございます。令和7年9月30日現在、基金金額は7,588万9,000円、共同処理団体の合計人口は45万1,756人、うち高山村では3,511人となっておりますので、高山村の還付金は60万円弱になるかと思えます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

質疑はありませんので、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

これから議案第52号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第6、議案第53号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第53号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてご説明を申し上げます。

令和8年4月1日から群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体である太田市外三町広域清掃組合の名称は太田市外三町清掃斎場組合に変更されます。また、同日から群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体にみどり市が加入することとなったため、所要の改正を行うものでございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（後藤明宏君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

質疑がありませんので、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

これから議案第53号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号～議案第56号の一括上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第7、議案第54号 高山村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第9、議案第56号 高山村保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま一括上程されました議案第54号 高山村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第55号 高山村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例及び議案第56号 高山村保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

これらの議案はいずれも本村において乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度を新たに実施するに当たり、必要な体制を整備するため、関連する条例を制定及び改正するものでございます。

こども誰でも通園制度は、保護者の就労要件にかかわらず、全ての子供が保育施設に定期的に通えるようになる制度であります。主に在宅で子育てをしている家庭の子供を対象とし、保育の必要性にかかわらず利用できるもので、子育て家庭の負担軽減と子供の社会性を育むことを目的としております。

この制度は令和8年度から全国で導入され、月10時間まで利用できる事業となります。

詳細については教育課長に説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（後藤明宏君） 教育課長。

○教育課長（飯塚優一郎君） 議案第54号から議案第56号の補足説明をさせていただきます。

初めに、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度についてですが、生後6か月から満3歳未満までの保育所などに通っていないお子さんでも月10時間まで保育所等に通園できる新たな制度です。

議案書9ページからご覧ください。

まず、議案第54号及び第55号は、こども誰でも通園制度を実施する上での基準を定めるものでございます。

議案第54号 高山村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、本村においてこの事業を行う施設、事業者の認可基準として、主に施設の設備や運営に関する最低基準を定めたものになります。施設の広さ、職員の配置人数、安全管理、衛生管理など保育の質と安全を確保するための基準を定めております。

議案書20ページからの議案第55号 高山村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、前条で認可を受けた施設、事業者が実際に国からの給付公費の対象として適切に事業を実施しているかどうかを村が判断するための確認基準を定めたものになります。認可基準を満たしていることを前提に、施設の運営規程、利用定員の範囲内での事業実施状況など、給付の対象として適切であるかどうかを確認する際に用いる基準となります。

これらの基準条例につきましては、国の示す基準に従うもの、参酌して定めるものがあり、本村の実情に即したものとして独自の基準を定めることができますが、特段の理由がございませんので国の基準に従ったものとしています。

次に、議案書の33ページの議案第56号 高山村保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正については、この新たな事業を既存の高山村保育所において一体的に実施するため、同保育所の設管条例に行う事業として本事業を追加する改正を行うものになります。

施行期日につきましては、全国で令和8年度から実施することになっておりますので、令和8年4月1日の施行ということで考えております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（後藤明宏君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第57号の上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第10、議案第57号 高山村旅費支給条例の全部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第57号 高山村旅費支給条例の全部改正について説明を申し上げます。

国家公務員の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため国家公務員等の旅費に関する法律が改正されました。これを受け、地方公共団体でも同様に旅費に関する条例の見直しがなされることとなりました。

本村においても改正をするものでございますが、多くの条項で改正が必要であるため、全部改正とするものでございます。

改正の詳細については総務課長に説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 議案第57号の補足説明をさせていただきます。

議案書は35ページからとなりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

最初に、条例名を職員等の旅費に関する条例と改め、村長の説明にもありましたように、多くの条項で改正が必要であるため全部改正とさせていただいたところでございます。

それでは、主な改正内容について説明をさせていただきます。

まず、第3条第4項では、村の機関の依頼または要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合、旅費を支給するということが明示をされました。

同条第7項では、旅行役務提供者、いわゆる旅行代理店を利用して旅行した場合には、その費用のうち旅費相当分を旅行代理店へ直接支払うことを可能としております。

第8条第1項では、旅費の請求に当たっては支払いを証する書類、電子マネーなどを利用して支払った場合には、その記録の提出を求めることとなります。

第13条第1号は、私有車を使用した場合の旅費の規定となりますが、私有車利用の場合に限り実費ではなく、旧条例規定同様、1キロメートル当たり37円とするものでございます。国家公務員の旅費に関する法律の定めに基づいて1キロメートル当たり37円と定められておりましたが、今般の法律改正によりこの規定が削除され、実費とされました。しかし、私有車を使用した場合の実費の算出は困難であることから、同額として据え置いたものでございます。

最後に、附則ですが、本改正条例は令和8年1月1日施行とし、条例名を変更することか

ら、本条例を引用している条例について所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第57号の補足説明とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第58号の上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第11、議案第58号 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第58号 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本改正は、公職選挙法施行令の改正に伴うもので、第8条で規定している選挙運動用ビラ及び第11条で規定している選挙運動用のポスターの公営に要する経費に係る限度額を引き上げる改正でございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（後藤明宏君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第59号～議案第62号の一括上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第12、議案第59号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから日程第15、議案第62号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの4議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第59号から議案第62号までの4議案について一括して説明を申し上げます。

人事院は、今年8月7日に国家公務員の給与について勧告を行いました。民間給与の状況を反映して、昨年に続き高水準のベースアップとなりました。群馬県人事委員会においても10月8日に県議会、県知事に対して同様の勧告がされているところであり、本村においてもこの勧告のとおり実施したいというものでございます。

勧告の概要であります。月例給の引上げ率は平均改定率3.3%と民間における大幅な賃上げを反映した改定率となっております。特例給では、支給月数を0.05月分引き上げるなどというものでございます。

また、通勤手当についても、民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額200円から7,100円までの幅で引き上げるというものでございます。宿直手当も300円引き上げることとされます。

各議案の内容について総務課長に説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤好君） 議案第59号から議案第62号について議案ごとに補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第59号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について説明いたします。

47ページをご覧くださいと思います。

本改正は3条立てとしておりまして、第1条の改正は本年12月1日に溯って適用し、第2条の改正は令和8年1月から、第3条の改正は令和8年4月から施行するものとなっております。

第1条の改正は、期末手当の支給率を年間で0.05月分引き上げるものとなります。既に6月分は支給済みとなっておりますので、12月支給分において0.05月分を支給するものとなっております。

第2条の改正は、高山村旅費支給条例の全部改正に伴うものでございます。

第3条の改正は、来年度からの期末手当の支給率、年間0.05月分を6月及び12月に平準化するものとなります。

続いて、議案第60号 高山村特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。

49ページをご覧くださいと思います。

本改正も3条立てとしており、改正内容につきましては、議案第59号と同様となっております。

続いて、議案第61号 職員の給与に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

51ページをご覧くださいと思います。

本改正は2条立てとしており、第1条の改正は本年12月1日に遡って適用し、第2条の改正は令和8年4月から施行するものとなります。

第1条中、第11条の改正は、特地勤務手当の対象職員の任用条件を緩和するものとなります。高山村には特地官公舎はございませんので、改正の影響を受ける者はありません。

第12条の2第2項の改正は、通勤手当の額を引き上げるものとなります。

第17条第1項の改正は、宿日直手当の額を引き上げるものとなっております。

第18条の改正は、第2項では一般職の期末手当の支給率、年間で0.025月分引上げ、第3項では定年前再任用職員の期末手当の支給率を、同じく年間で0.025月分引き上げるものとなっております。

第19条の改正は、勤勉手当の支給上限の率を改正するもので、期末手当同様、一般職及び定年前再任用職員の支給上限率を年間で0.025月分引き上げるものとなります。

別表第1、行政職給料表の改正では、1級の平均改定率は5.2%、2級は4.2%、平均改定率で3.3%と、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げとなっております。

56ページをご覧くださいと思います。

第2条中、第18条及び第19条の改正は、来年度からの期末手当の支給率及び勤勉手当の支給上限の率、それぞれ年間0.025月分を6月及び12月に平準化するものとなります。

続いて、議案第62号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明いたします。

59ページをご覧くださいと思います。

本改正も2条立てとしております。

第1条の改正中、第3条第1項の改正は会計年度任用職員の給与についても人事院及び群馬県人事委員会勧告の内容を反映させるための改正となっております。この改正によりまし

て職員同様、給料表を4月1日に遡って適用させることとなります。

第9条の改正は、期末手当の支給率を年間で0.025月分引き上げるものとなります。こちらについても一般職同様、12月支給分において年間の支給率分を改めるものとなります。

第2条の改正は、来年度からの期末手当の支給率、年間0.05月分を6月及び12月に平準化するものとなります。

以上、大変雑ぱくではございますが、議案第59号から議案第62号までの補足説明とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第63号の上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第16、議案第63号 高山村村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 本改正は、地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴うもので、引用先の条項にずれが生じたため所要の改正を行うものでございます。

なお、本改正条例の施行日は令和8年4月1日となる見込みでございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第64号の上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第17、議案第64号 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一

部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第64号 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、国が推進する医療DXの一環で、令和7年度末までにマイナンバーカードを利活用した福祉医療の資格確認のオンライン化に向けての一部改正となります。

以上、概要を申し上げましたが、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第65号～議案第72号の一括上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第18、議案第65号 令和7年度高山村一般会計補正予算（第4号）から日程第25、議案第72号 令和7年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算（第1号）までの8議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第65号から議案第72号までの8議案について一括して説明を申し上げます。

最初に、議案第65号 令和7年度高山村一般会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に1億2,021万9,000円を増額し、予算総額を35億8,079万3,000円とするものでございます。本補正では、人事院及び群馬県人事委員会勧告などに伴う人件費の補正を行っており、人件費全体では2,200万円余の増額となっております。

第2表の地方債補正では、事業量の変更などにより地方債の借入限度額を変更するものであります。

過疎債については、1,480万円の増額を見込みました。

その他の主な補正内容について説明を申し上げます。

2款1項1目公用車管理事業では、手続漏れにより未納となっていた公用車11台分のカーナビに関わるNHK放送受信料161万2,000円を計上いたしました。

次に、3款1項1目低所得者支援及び定額減税補足給付事業は、本年10月をもって申請の受付が終了し、既に支払いも完了いたしました。337人に983万円の給付を行ったところがございます。対象者の見込みが立たない中での予算計上であったため、4,881万円と多額の減額をすることとなりました。

次に、6款2項2目県単林道事業では、本年9月の大雨により路肩が崩落した小野子山線の改良工事で県の追加要望があったため、早急に復旧すべく600万円を計上いたしました。

次に、8款1項12目いぶきの湯施設管理事業では、故障した源泉ポンプの更新工事費1,395万円を計上いたしました。また、予備の温泉ポンプは置かないこととしたため、購入費750万円を減額としております。

次に、13款1項2目基金積立金では、令和6年度決算を受け財政調整基金へ3,200万円、庁舎建設等基金へ5,000万円を積み立てることいたしました。

続きまして、議案第66号 令和7年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴うもので、既定の予算に185万7,000円を追加し、予算総額を4億9,744万8,000円とするものでございます

続きまして、議案第67号 令和7年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正では、既定の予算に106万1,000円を追加し、予算総額6,862万3,000円とするものでございます。令和6年度決算の確定により広域連合への納付金と一般会計への繰出金を計上するものでございます。

続きまして、議案第68号 令和7年度高山村介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

今回の補正では、既定の予算に1,289万円を追加し、予算総額を5億1,381万7,000円とするものでございます。主に令和6年度の事業費確定による各機関への精算返還金と令和7年度税制改正対応のためのシステム改修経費を計上するものでございます。

続きまして、議案第69号 令和7年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第2号）に

ついて説明申し上げます。

今回の補正は前年度繰越金の確定に伴うもので、既定の予算に1,000円を追加し、予算総額を1億1,341万円とするものでございます。

続きまして、議案第70号 令和7年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に347万4,000円を追加し、予算総額を1億696万1,000円とするものでございます。

上越新幹線中山トンネル高山揚水場廃止に向けた対策事業において、トンネル内の送水管の管理をJRへ移管するに当たり、老朽化している空気弁の更新が必要となるため、その工事費用を計上いたしました。

続きまして、議案第71号 令和7年度高山村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正は収益的収入、簡易水道事業収益を755万9,000円減額して、補正後の予算額を8,299万円とし、収益的支出の簡易水道事業費用189万7,000円を増額して、補正後の予算額を1億5万1,000円としたいものでございます。

主な補正理由といたしましては、収益的収入では現年度使用料の減額、収益的支出では水道施設及び水道管の修繕料や人件費などの増額であります。

続きまして、議案第72号 令和7年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の下水道事業収益を338万8,000円減額して、補正後の予算額を1億1,435万9,000円とし、収益的支出の下水道事業費用を134万7,000円減額して、補正後の予算額を1億4,892万3,000円としたいものであります。

主な補正理由といたしますと、収益的収入では現年度使用料の減額と一般会計繰入金の増額、収益的支出では電気使用料や浄化槽の保守点検料などの減額と修繕費や人件費などの増額であります。

以上で各会計の補正予算について概要を申し上げましたが、詳細につきましては審議いただく中で各担当より説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（後藤明宏君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1 時 30 分より再開いたします。

休憩 午前 10 時 52 分

再開 午後 1 時 30 分

○議長（後藤明宏君） 再開します。

◎一般質問

○議長（後藤明宏君） 日程第26、一般質問を行います。

◇ 渡 邊 裕 治 君

○議長（後藤明宏君） 最初に、1 番、渡邊裕治議員の発言を許可します。

渡邊裕治議員。

〔1 番 渡邊裕治君登壇〕

○1 番（渡邊裕治君） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、まず、1 つ目の質問を行います。

各種行政計画の策定について。

9 月定例会の決算質疑の中で、こども計画におけるニーズ調査などアンケート手法により行ったが、回答率は 3 割から 4 割と低かった。この計画策定自体に影響があるのではという質疑をさせていただきました。そのときの保健みらい課長の答弁は、ないと思うがとiiいうだけで、明確な答弁は得られませんでした。これまでも各種行政計画の策定について住民の意向の把握・反映をしてきたと思いますが、その内容を見ると住民の意向が十分に反映されているとは言い難い部分もあるように感じます。

そこで今回、各種行政計画の策定において住民の意向の把握・反映をどのようにしてきたか。

2点目として、計画策定においてコンサルタントに委託する方法か独自で職員が作成する方法をそれぞれ取ってきたと思われませんが、それぞれのメリット、デメリットについて、執行部の現在の認識を伺いたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（後藤明宏君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 渡邊裕治議員の一般質問にお答えいたします。

行政計画の中には、総合計画のように村の方向性を決める計画や、景観計画など住民の行動規制を求めるような計画がございますので、こういった計画を策定する場合には、関係住民の意向も把握し、反映するよう努めなければなりません。方法としては、代表者による会議形式の対面による意見聴取や世帯または個人へのアンケート、インターネットによるパブリックコメントなどが主な把握方法となっており、これらの意見を集約して計画に反映するよう努めております。

2つ目のご質問ですが、コンサルタントに委託した場合、当該計画に関わる高度な専門知識とノウハウを持った者が複数人で策定業務に当たるため策定時間の大幅な短縮が図られるとともに、体系的に網羅されたものが作成できると考えています。反面、自治体の独自色の薄い画一的な計画になりやすいといったデメリットも感じられるところではあります。

一方、担当職員が作成する場合には、コンサルタントと比べると経験、知識ともに乏しいと言わざるを得ません。反面、地域に根差した計画が策定できると思えますけれども、計画によっては多くの人手と膨大な労力を費やすこととなります。コンサルタントに委託するか独自で作成するかについては、策定する計画にもよりますので、その都度判断し、少しでも実態に即した実効性のある計画を策定してまいりたいと考えております。

以上、渡邊裕治議員の質問にお答え、答弁としてさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 村長、答弁ありがとうございます。先ほど問わせていただきました2点について答弁をいただきました。

先ほどの答弁では、少しでも実態に即した実効性のある計画を作成していきたいとのことでした。しかし、これまで作成された計画を見ますと、再度申し上げますが、住民の意向が

十分に反映されていないのではないかと感じる場合があります。

一例とすると、先般、官民連携事業ではコンサルタントに委託をして住民アンケートを行いましたけれども、その内容が計画にちょっと強引に押しつけられた形で、十分に反映されているとは言い難い状況だと私は感じております。また、庁舎建設の検討においても住民の意向と乖離が見られ、中心地での複合施設から庁舎単独へと方向転換されました。その意思決定過程については検討したという説明だけで、具体的な検討内容は公開はされていませんでした。6月定例会で庁舎整備調査における予算のときも、私は質疑の中で問いただしたんですけれども、その後改善されていないのではないかと感じております。

今後、農地改良計画、教育改革、公共施設の管理、インフラの整備など、村の将来に大きな影響を与える計画が次々と改定・策定されることになるかと思えます。これらは住民生活に直結するものであり、単に検討したというだけでなく、どのように住民意向を把握し、どのように意思決定過程を公開していくのかが極めて重要だと思えます。

そこで、再度2点伺います。

今後の計画策定過程において意思決定の透明性を確保するため、執行部側の議事録や検討過程の公開、住民へ説明の場を設けるなど、仕組みを再考し整えていく考えがあるかどうか。

2点目は、コンサルタント委託の場合でも職員作成の場合でも、最終的に村独自の特色を反映させるための仕組みを整えていく考えがあるかどうか、この2点について再度お伺いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 住民からの意見聴取としてアンケート調査の手法を用いていますが、アンケートの結果は一つの選択肢にまとまることはないと言っても過言ではありません。また、住民説明会などを開催した場合であっても様々な意見が出されますので、そこで意見集約するということは困難だと感じております。また、参加されなかった方の意見も考慮しなければなりません。

一例を申し上げますと、本年2月に開催した庁舎整備に伴う住民説明会においても、意見は、整備の必要なしとするものから、早急に整備すべきというものまで多種多様でございました。庁舎整備に限らず、全員の意見を反映させるということは困難であります。これらの意見を参考に、最終的には村民の代表者で構成される議会の皆様と決定していかなければならないものと考えております。渡邊議員のご指摘を真摯に受け止め、会議録や検証経過の公表については今後改善が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

計画作成の村の独自色については、特にコンサルタント委託の場合となりますが、村の現状を把握している職員が計画の作成になるべく多く関与するよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（後藤明宏君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 再質問の答弁、ありがとうございました。

今回の質問を通じて、住民意向の把握・反映の難しさ、そして意思決定過程の公開の必要性について、執行部と認識を共有、確認できたと思います。確かにアンケートや説明会では多様な意見が出され、全員の意見を一つに集約するという事は困難であります。しかし、だからこそその過程を公開し、どのように意見を参考にし、最終的な判断に至ったのかを明らかにすることが住民の納得と信頼につながるものと考えます。

また、コンサル委託の場合であっても、職員が積極的に関与して村独自の特色を反映させる仕組みを整えていくことが重要だと思います。計画は単なる書類ではなくて、村の未来を形づくるものですから、ぜひ地域性をそこに加えて、実態に即したものにしていきたいと思っております。

先ほども申し上げたんですけれども、今後、農地改良計画、教育改革、公共施設管理、インフラ整備など住民生活に直結する計画が策定、更新時期に来ているかと思っておりますので、これらの計画において検討過程をしっかりと公開する仕組みを整えていただいて、透明性と説明責任を徹底すること、村独自の特色を生かした実効性のある計画となるよう改善の方法の確立をしていただきたいと思っております。

今後、執行部がしっかりと村政のかじ取りをしていただくことを願ひまして、この一般質問を終わりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤明宏君） 引き続き、1番、渡邊裕治議員の議席での発言を許可します。

1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 引き続き、議長の許可をいただきましたので、本日2つ目の質問をさせていただきます。

地域活性化起業人交付金活用と事業検証・成果についてお聞きしたいと思います。

これも9月の決算質疑の中において、地域活性化起業人について伺いました。地域振興課長からの答弁は、村の中心地づくり推進に当たり専門的知見を有する地域活性化起業人で事業展開を図ってきたとの答弁をいただきました。しかしながら、交付金活用と事業検証・成果について村民に成果が見え難い部分があるのではと思っております。

そこで、今回、まず1点目として、活動成果をどのような指標で評価しているか、2点目として、事業の検証・改善プロセスについてどのように行っているか、この2点をまず伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 渡邊議員から2つの質問をお受けいたします。

地域活性化起業人交付金を活用した事業により地域を活性化させるため、都市部の民間企業の専門的な知見を持つ人材を受け入れることにより、民間企業の力を行政のまちづくりに活かすということで、令和2年度から地域活性化起業人導入事業により、地域活性化起業人4名を活用してまいりました。令和2年度は株式会社T r e e t o G r e e nより中市里美さんを、主に、さとのわの内装デザインや木育ワークショップなどを行い、村の森林の活用などを考える活動や、さとのわのオープン後には隔週で、さとのわのラウンジで運営スタッフなど、任期は令和2年9月4日から令和5年9月3日までの3年間お世話になりました。また、令和4年度には株式会社アグリメディアより林祐太朗さん、新規就農者の募集や育成、村の農的魅力発信などに取り組んでもらい、任期は令和4年5月2日から令和7年3月31日までの2年10か月お世話になりました。

令和5年度から株式会社アグリメディアよりもうお一人、前田仁美さん、農業生産者の方と関わりながら村の農産物や農業の魅力を伝えるイベントの企画・実行などに取り組んでもらい、任期は令和5年10月1日から令和7年3月31日までの1年3か月間お世話になりました。そして、同じく令和5年10月より株式会社H i n o k iの藤田直樹さんに村の農産物の高付加価値化のため、さとのわフードファクトリーにおいて加工技術指導や商品開発、販路開拓など、任期は令和5年10月1日から来年、令和8年9月30日までの予定でお世話になっております。

この活動成果についてどのような指標で評価しているのかというご質問ですが、これらの指標は地域経済や社会に与える影響を明確にし、事業の効果を定量的、定性的に測定するため、経済的成果として地域経済への貢献度や雇用の創出数など、また社会的成果として地域住民の生活改善や地域コミュニティへの貢献度、そして、事業の持続的可能性として、事業の収益性と成長性、事業の継続性など、あと地域資源の有効活用などが考えられますが、今まで特段、指標での評価などは行っておりませんでした。

また、2つ目の質問である事業の検証・改善プロセスについてですが、定期的な評価と柔

軟な対応などが求められておりますが、先ほど申し上げましたように、今まで評価については行っておりませんでした。その点、これらは他自治体で行っている評価などを参考にし、進行中の課題やフィードバックを基に戦略を調整し、事業の成果を最大化するため、関係者の協力とデータに基づいた意思決定が不可欠であると思いますので、このプロセスを通じ事業が地域社会にとって持続可能で効果的なものへと進化できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上、渡邊議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 村長、答弁ありがとうございました。

これまで事業検証を行ってこなかったという答弁だったと思うんですけども、交付金を活用している以上、成果の検証、またそれに伴う説明責任は不可欠だと私は思います。村と公社が一体となって責任を果たしてこなかったと言われても仕方がないんじゃないかなど。もちろん報告会とかそういう形でされてはいると思うんですけども、事業検証はやはりやっていくべきではないかと。

9月の第3回定例会で提示された第3セクター経営健全化方針の中でも、地域活性化起業人の人材確保に協力し、指導・助言を行うということで明記されておりました。経営改善事業の受皿として地域活性化起業人を活用しているわけですから、検証がなかったということはしっかりと反省をしていただきたいと思います。

また、先ほどの答弁の中で、他自治体で行っている評価などを参考にし、進行中の課題やフィードバックを基に戦略を調整し、事業の成果を最大限にするため、関係者の協力とデータに基づいた意思決定は不可欠であると思いますので、このプロセスを通じて事業が地域社会にとって持続可能で効果的なものへと進化できるよう検討していきたいという答弁いただきました。どの事業もそうですが、データ、数値化された成果・結果というものが指標になると考えております。振興公社は第3セクターとはいえ民間企業でありますから、その活用にかかる費用は投資額と見てもいいんじゃないかと。そう考えると、投資額に見合った成果が得られているかどうかしっかりと検証していく必要があると考えます。

そこで、再度質問させていただきますけれども、今後、数値・指標の設定などを通じて、額に見合った成果を数値化して見える化をしていく考えがあるかどうか。あと、次年度以降、地域活性化起業人の活用をどのように考えているか、この2点について振興公社の責任者も兼ねております副村長のほうにちょっと答弁をいただきたいと思います。よろしくお願

ます。

○議長（後藤明宏君） 副村長。

○副村長（平形郁雄君） 大変お世話になっております。

2回目の再質問の答弁でございますけれども、先ほど渡邊議員がおっしゃいましたように私が、副村長が公社の社長ということでございます。副村長の立場からご答弁させていただきたいと思っております。

地域活性化起業人制度については、これまで地域の課題解決や関係人口の拡大、地域産業の活性化に向けて一定の成果を上げてきたものと確信をしております。

今後の成果の把握と制度の効果的な運用のため、事業の目的に即した数値指標の設定や、投入した財源に対してどの程度効果が得られたかを確認できる仕組みの整備は重要であると考えております。このため、高山村としても地域活性化起業人の活用内容に応じたK P I、これは重要事業評価指標と申しますけれども、その設定や活動によって生み出された成果の定量化、成果を住民や関係者に分かりやすく示すための可視化などについて、今後検討を進めてまいりたいと思っております。

なお、数値化が難しい地域コミュニティへの貢献やネットワークの形成など、定性的な成果についても適切に評価できるよう総合的な評価指標の導入についても併せて検討してまいりたいと思っております。

以上、取組を通じ地域活性化起業人制度がより効果的に機能し、村の活性化に一層寄与するよう努めてまいりたいと存じております。

また、2点目の次年度以降の地域活性化起業人の活用についてご答弁をさせていただきます。

1点目と重複する部分等々ございますけれども、改めて本制度のメリット及び現状について答弁を交えてご説明させていただきたいと思っております。

まず、メリットでございますけれども、ご承知のように、自治体にはない民間企業の専門知識や業務経験、人脈、ノウハウの活用、外部の視点、民間経営感覚、スピード感を得ながら取組を展開することができると考えております。また、民間企業から見ますと、社会貢献や多彩な経験を積むことによる人材育成、キャリアアップにつながる等の両者それぞれのメリットが考えられると思っております。

現在、高山村では1名の企業人となりますけれども、株式会社H i n o k i から代表取締役の藤田さんと協定書を交わし、村の中心地づくりの推進を図るため、たかやま未来センタ

一さとのわのフードファクトリー運営支援、この支援の内容につきましては農産物の高付加価値化のための加工、技術指導、商品開発、販路開拓等に関わっていただいております。

また、指定管理者である株式会社たかやま振興公社では、令和5年10月から、さとのわかフェの運営支援業務を業務委託契約により商品開発、調理技術指導、メニュー開発、商品の食味・品質管理、経営全般に関する支援等、関わっていただいております。

さらに、さとのわでのイベント内容、これにつきましては、本年10月まで協力隊で活躍されておりました西條さんが卒業し、11月からイベント等に対応する人材が不在状態になっておりましたが、そのプロデュースをお願いする中で、現在は新しい人材を確保して企画・提案・運営をお願いしておるところでございます。

さとのわで言いますと、オープン来3年が経過し、関わっているスタッフも技術力がかなりスキルアップされており、起業人制度を活用した効果は多いに得るものがあったと考えております。

そこで、今後の活用についてでございますけれども、専門人材の活用や新たな視点とアイデアの獲得、また地域経済の活性化など、村が事業を実施する中で本制度を活用することが村にとって有意に事業実施できるものであれば、大いに活用していくべきと考えております。

なお、その際には議員ご指摘のように評価の数値化をすることが肝要であり、主観的な意見に左右されず客観的に物事が見られるような評価の検討が必要と反省をしておるところでございます。

以上で答弁に代えさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 副村長、ありがとうございました。

今、副村長の答弁の中で、村が地域活性化起業人と協定書で行っているのと、振興公社が業務委託契約を行っているという答弁がございました。このままですと、ちょっと成果の帰属が不明瞭であると同時に、評価を実施するためにちょっと問題点があるのではないかと思うんですけれども、振興公社が村100%の出資法人ですから、ちょっと成果の責任主体が分かりにくくて、村民から二重に費用を投じているのではないかという疑念を持たれかねない状況と捉えられるのではないかなと思うんですけれども、すみません、3回目で締めようと思ったんですが、ちょっと答弁をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（後藤明宏君） 副村長。

○副村長（平形郁雄君） 今の議員のご指摘でございますけれども、それにつきましては関係

部署等々と協議をしまして、間違いがあれば正さなければならないと思っておりますけれども、いずれにいたしましても振興公社が受けております指定管理者制度による管理運営施設につきまして、今後ともよりよい運営ができるよう、村といたしましても指定管理者との関わりを強く持って事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤明宏君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 副村長、答弁ありがとうございました。

そうすれば、副村長の答弁をいただいて、最後ちょっとお願いをしておきたいと思います。

まず、制度活用の透明化と成果責任の明確化、この2点に関しては先ほど出た役割について明確にしていく必要があるかと思っておりますので、しっかりとそこは検討していただきたいと思ひます。

また、統一的な指標について、総務省や地方創生ガイドラインの中に地方創生関係交付金事業のKPI例というものもありまして、私もちょっと資料に目を通させていただきました。先ほど答弁の中でKPIの導入ということで、どの指標を持ってくるのがよいのか、関係各所とよく検討していただきたいと思ひます。決して自己評価で済ませるのではなく、客観的な評価をお願いしたいと思ひます。

最後、制度活用について、次年度以降も活用したいということだったんですけれども、運用などはきちんと整理をした上で、もし必要があれば抜本的な見直しも検討いただきたいと思ひます。

以上で一般質問を終わりにしたいと思ひます。ありがとうございました。

◇ 飯塚武久君

○議長（後藤明宏君） 次に、5番、飯塚武久議員の発言を許可します。

5番、飯塚議員。

〔5番 飯塚武久君登壇〕

○5番（飯塚武久君） 議長のお許しをいただきましたので、「待ったなし、どうする日本の農業の担い手」と題して一般質問をさせていただきます。

現在、農業者の高齢化が急速に進む中で、感覚として5年後、10年後の農業の姿が全く見えない、想像もつかない、そんな状況にあるかと思ひます。そうした中、今後の農業の形を

具体的に示す地域計画が本年の3月に作成されましたが、その中で目標を実現するための必要な措置として多様な経営体の確保・育成という項目があり、地域内外の就農希望者に対し地域の担い手を中心に研修の受入れ等を実施し、行政機関やJA等と連携しながら担い手として育成・定着に取り組むとの記載がございます。

しかし、本気で担い手を確保するつもりであれば、もう少し範囲を広げて、また経営体の形自体についても同時に考えていく、そんな必要があるのではないかというふうに思っております。

先ほど委員会報告にもありましたが、先日、11月10日に地域外からの担い手の確保により集積が進んだ事例として高崎市と藤岡市の農地整備の現場を見てまいりました。そこでは対象区域の大部分において企業参入という形で担い手を確保しておりました。本村においても、将来にわたって農業の担い手を確保していくためには、この例のように外から担い手を確保していく、これも一つの選択肢だと思います。また、経営を安定化するための営農組織など、様々な手法を検討していく必要があると思います。

そこで、本村における担い手の現状と今後の担い手確保のための具体的な取組について伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 飯塚武久議員のご質問にお答えいたします。

まず、本村における担い手の現状でございますが、本年11月末現在では、村が認定した認定農業者は18経営体、高山村を含む複数市町村で農業経営を行い群馬県が認定した認定農業者は4経営体、計22経営体、また新規就農者等、新たに農業経営を営もうとする青年等が申請する青年等就農計画が村に認定された認定新規就農者が2経営体となっております。このうち個人の経営体は30代が1人、40代が4人、50代が5人、60代が7人、70代が3人となっており、議員がおっしゃるとおり、5年後、10年後には今以上に担い手の確保が難しい状況になることが懸念されております。

しかしながら、誰でもすぐに担い手になれるわけではなく、農業用機械の整備や栽培技術の習得など、担い手となるためには支援や時間を多く要します。これらの問題を解決する手段の一つといたしまして、就農型の地域おこし協力隊制度の活用が挙げられます。地域おこし協力隊の活動としては、最長3年間農家ででの研修やトライアルファームの実践など就農に向けて必要な準備を行いながら、地域との関わりを深めることで農地の貸し借りなどもスム

ーズに行うことができると考えております。

本村では、令和4年度からこの制度を活用し、今年度末までに4人の隊員が就農予定など担い手の確保策として大変有効な手段であり、継続していきたいと考えております。

一方で、独立・自営就農などの個人経営は、圃場や機械の確保等、新規就農者にとって高いハードルになっていることも事実としてありますので、国・県などの新規就農の支援策を活用しつつ、法人化等について支援してまいりたいと考えております。

以上、飯塚武久議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） 具体的かつご丁寧な答弁ありがとうございました。

今、村長から地域おこし協力隊の就農型を活用して担い手を確保するとの方針を示していただいたわけですが、私も若い意欲のある方々を新規就農者として育てていく上においては非常に有効な手段だと思えます。今後も、この制度を活用していくことになろうと思えますが、隊員の採用に当たっては、真剣に農業を目指す人物の選抜、それから、その前提として農業に対する村の考え方をしっかり示すことにより、より着実な担い手の確保につなげていただきたいと思います。

また、高山村の農地保全全体を考えると、それに加えてさらなる担い手の確保が必要になってくると思えます。先ほども申し上げましたとおり、ぜひ地域外からの農業参入といったことも同時に検討していただきたいと思いますというふうに思います。

ちなみに、今年も既に12月でございます。そろそろ新年度予算に向けて準備を進めていく時期になってきたと思えますが、先ほどのテーマを見据えて、来年度予算の中で農業分野の方針や新規に取り組む事業等について、現段階でお話しできる範囲で結構でございますれば、お聞かせ願いたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（後藤明宏君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 令和8年度の担い手の確保・育成策といたしまして、就農型の地域おこし協力隊員を増員するため、農業分野に特化した地域おこし協力隊募集事業を展開してまいりたいと考えております。具体的には、募集サイトの拡充や見直し、農業E X P Oへの出店など、高山村の農業の魅力を伝え、新たな担い手となり得る人材確保につなげていきたいと考えております。

また、新規就農者への支援策といたしまして、国・県の支援策を活用し、就農直後の計画に資する経営開始資金の交付に加え、就農後の経営発展のために必要な機械、施設の導入等

の取組に対して支援してまいりたいと考えております。

以上、飯塚武久議員のご質問にお答えいたします。

○議長（後藤明宏君） 5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） ありがとうございます。来年度に向けて具体的な考え方をお話しいただき、大変心強く思います。

そこでもお願いにありますが、施策の推進に当たりましては、ぜひこういった方針を役場内部だけでとどめるのではなく、地域の方々、また国・県、またJAなどの関係する方々にしっかりお伝えして、関係者が一丸となって進めていくよう、その体制整備のほうをよろしく願いいたします。

以上で終わります。

◇ 松 井 陽 威 君

○議長（後藤明宏君） 次に、4番、松井陽威議員の発言を許可します。

[4番 松井陽威君登壇]

○4番（松井陽威君） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、質問します。

件名は、行政区の再編について。

1つ、人口減少等に伴い行政区の見直し・再編の可能性は。

2、再編の場合の腹案は。

以上の2点であります。

よろしく願いします。

○議長（後藤明宏君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 松井議員からのご質問にお答えいたします。

高山村では、昭和33年10月に施行された行政区設置条例により13の行政区を設置しております。条例制定当時の住民基本台帳人口は5,000人でしたが、現在では約3,200人と大きく減少しております。人口規模の小さい行政区では、地区行事や公民館活動などの廃止や縮小といった支障が出始め、役員の成り手不足問題も顕著になってきていると認識しております。

こういったことを鑑みれば、行政区の統廃合が必要とも考えられますが、約70年間に及ぶ長い歴史の中で、それぞれの地区で独自の伝統や文化も育まれております。単に数合わせで行政区の統廃合をした場合には、村民同士のあつれきが生じる懸念もございます。いずれにいたしましても主体である行政区は区長を中心に円滑に運営できる形とすることが望ましい姿でありますので、そこに少しでも近づくような組織としていかなければなりません。

今のところ、行政区から統廃合を求めるような意見も上がってきておりませんので、行政区の統廃合というようなことは考えておりませんが、そういった声が行政区から上がってきたならば検討してまいりたいと考えております。

以上、陽威議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 4番、松井議員。

○4番（松井陽威君） 村長、答弁ありがとうございます。

現時点では、住民から行政区の見直し・再編、つまり統廃合を求める声はないとのことですが、本村の人口は10年後には3,000人を割り込むという予想であり、特に尻高地区では切実であり、近い将来、検討を要することになるかと思えます。

私どもの11区では、令和元年に公民館建て替えを実施しました。あれから6年、ご指摘のとおり村や地区の行事が次々と廃止・縮小となり、その結果、公民館を使用する頻度が激減しました。多額の税金をつぎ込んで立て替えていただいたのだから、もっと利用しなければもったいないと思っています。

選挙投票所、消防小屋等が統廃合され、小中学校を義務教育学校に変更する案が浮上する中、行政区の再編についても検討に入ってはいかがでしょうか。各住民もそろそろ時期が来ていると考えているのではないのでしょうか。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 議員ご指摘のとおり、そう遠くない将来、行政区の在り方について検討してまいらなければならない時期が来るのではないかと思います。行政区は住民コミュニティの要ともなる組織でありますので、統合の可否を含め行政区長と関係者と十分協議を重ねてまいりたいと思っております。

◇ 平 形 玉 緒 君

○議長（後藤明宏君） 次に、2番、平形玉緒議員の発言を許可します。

2番、平形議員。

〔2番 平形玉緒君登壇〕

○2番（平形玉緒君） 議長より発言の許可をいただきましたので、私も質問させていただきます。

本村高山村は、飛騨高山や信州高山に比べ知名度が低いと残念に思っております。

そこで、高山村PR用ノベルティグッズの開発・活用について質問いたします。

1つ目として、村としてノベルティグッズ開発をする意思があるか。

2つ目として、カプセルトイなどを活用して在村者へ販売するなどの運用ができないかどうか質問いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（後藤明宏君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 平形玉緒議員からのご質問にお答えいたします。

現在、村のノベルティグッズについてですが、メモ帳やパイル地、シャーリングほか2種類のタオル、そしてトートバッグや2種類のクリアファイル、缶バッジやピンバッジなどがあります。また、令和7年度にアウトドアのモンベルとフレンドシップ契約を結びフレンドヴィレッジ高山村として登録、フレンドショップとして、みどりの村キャンプ場や上毛高原キャンプランド、高山温泉ふれあいプラザ、道の駅中山盆地直売所、さとのわカフェ、キーテクノロジーぐんま天文台などがモンベルクラブ会員の会報誌に紹介されており、それに伴いノベルティグッズとしてモンベルのロゴが入ったクリアボトルやサーモタンブラーなどを令和7年度に作製いたしました。そして今年度、高山村のロゴが入った新デザインのビニール袋などを製作予定であります。

なお、タオルにつきましては、物価高騰により単価が上がったためハンドタオルへの変更を担当者の方で考えております。

まず、1つ目の質問であります、村としてノベルティグッズ開発を検討する意思があるかについてですが、今申し上げましたノベルティグッズの在庫状況などを確認しながら検討していきたいと思っております。

次に、2つ目の質問のカプセルトイ等を活用し、来村者へ販売するなどの運用ができない

かについてですが、カプセルトイ・ガチャを観光客向けに、手軽な記念品としては魅力的だと思います。来村者が手に取りやすく、かつ村のブランドを可視化する手段になるかと思えます。先ほどの無料配布用ノベルティグッズよりは、販売形式にすることでコストをある程度回収することができると思います。

また、来訪者がコレクション感を持ってノベルティグッズを通じて村への愛着を高められ、高山村の自然、星空、伝統野菜などをテーマにしたデザインを使えば高山らしさをPRできると思います。しかし、リスクや課題を考えると、製作コストやカプセル機の設置費用、そして在庫管理やメンテナンスなど、自主事業として始めるなら、村がどこまでリスクを負うのかを議論する必要があると思います。こちらについても費用対効果も含め検討していきたいと考えております。

以上、平形玉緒議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 2番、平形議員。

○2番（平形玉緒君） 村長、答弁ありがとうございました。

先ほど答弁の中で挙げられていたグッズの缶バッジやビニール袋、モンベルのロゴが入ったグッズなど、こういった場で発言するので議員としては知ることができますが、一般村民のときには詳しく知ることができない情報でしたので、庁舎内だけでなく、こういったノベルティグッズがあることや、モンベルの商品を売っていることなど広く村民の人たちに知ってもらうことが最優先かと思われます。そうすれば、村民一人一人が広告塔になって、いろいろなところに知れ渡り、群馬高山村の知名度も上がるのではないのでしょうか。

また、カプセルトイ・ガチャともに検討いただけるということで、ありがとうございます。

検討ついでにもう一つ提案なんですが、高山村に伝わる、添うが森の縁結び伝説と星に願いを託せる天文台という村の特徴を組み合わせ、恋愛成就、願いがかなう村としてブランド化する可能性について伺います。

観光・導線・整備、ストーリーづくり、イベント化、そして星に願いをリングのような商品開発や、高山きゅうりのGI登録に合わせた、ねつきぬいぐるみグッズ開発の支援可能性について村の方針をご回答ください。

今は、従来のお守りをブラックカードやおしゃれなリングに形を変えるだけで、SNSを通して若者の中で人気が出て、それを手に入れるまでに1年待ちや、長くて3年待ちのものまであります。また、推しという存在や物もブームなようで、ガチャやグッズを通して、ひかるくんやいぶきちゃん、つぼみちゃんが全国から高山を訪れた人の推しになれば、村が

さらに活気づくと思います。100年先も続く村を思い、今まで移住・定住やふるさと納税、いろいろなことについて提案してきましたが、どれも検討するとのお答えで、いまだ進歩が見られません。

村長、最後に、今日のこれらの提案を検討するという言葉ではなく、やるかやらないかでお答えください。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ただいまは議員からいろいろな意見をいただきましたけれども、そのグッズ等々いっぱいあり過ぎて、ちょっと訳が分からなかったんですけども、高山を宣伝するにはそういったグッズも必要かと思います。国のほうへ陳情に行くと、大臣や、その下にもあるんですけども、入口のところいっぱいグッズが積まれているんですよ。高山から持っていくものがなくて、持って行きたいんですけども、ないので寂しい思いをして出てくるんですけども、こういったことは子供でも本当に興味があるものだと思います。子供を使ったり、あるいはG I 登録に認定されましたけれども、それもグッズに絡めてやっていったり、またオーガニック野菜の宣伝にも缶バッチや、それも模したものを作ってやっていきたい。今のところ高山のキャラクター、つぼみちゃんですかね。出かけていくと、それかわいいねと言ってきたら、じゃ交換しましょうと交換できて、またそこで新しくコミュニティができるというふうなことでするので、作ります。お願いしますよ。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 2番、平形議員。

○2番（平形玉緒君） 村長、約束守っていただきますでしょうか。皆さんよろしく願います。

ちなみに、ぐんまちゃん関連グッズ、2021年、ちょっと古いんですが522億円の売上げがありました。それも頭に入れて頑張っていたきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（後藤明宏君） ここで暫時休憩したいと思います。

開始が、40分から行いたいと思います。よろしくお願いします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長（後藤明宏君） 再開します。

◇ 後 藤 肇 君

○議長（後藤明宏君） 次に、7番、後藤肇議員の発言を許可します。

7番、後藤議員。

〔7番 後藤 肇君登壇〕

○7番（後藤 肇君） 議長の許可をいただきましたので、私の質問をさせていただきます。

私は、第5次総合計画の結果についてお伺いしたいと思います。

この計画は高山村の最高位計画であり、これを基本として各事業が進められてきたと思います。村長としてどの点に重点を置いて進めてきたかも踏まえまして、第6次計画が始動して半年が過ぎる今、第5次計画についての成果として挙げられること、反省として挙げられることなどをご説明いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 後藤肇議員からのご質問にお答えいたします。

第5次高山村総合計画は平成26年に策定し、平成27年度から10か年を目標年次として進めてまいりました。

主な成果として挙げられるポジティブな部分としては、まずは1つに、まち・ひと・しごと創生への取組の強化として地方創生と総合計画を連動させ、村民主体の村づくりを進めたこと、またK P I（重要業績評価指数）を使って計画と実績を検証する枠組みが導入されていたP D C Aサイクルを意識して行えたこと、地域づくり支援事業の活用団体数など地域を支援する仕組みが整えられたこと。

2つ目として、公共施設インフラの管理強化として、公共施設等総合管理計画、インフラ長寿命化など、総合計画と整合しながら施設の維持・更新を計画的に進める方針を明示できたこと。

3つ目として、脱炭素エネルギー施策の展開として、5次総合計画を踏まえつつ「たかやま5つのゼロ宣言」など、温室効果ガスゼロなどを旨とする宣言をし、それに向けた施策を行ってきたことなどが挙げられます。

また、反省や課題などお話ししますと、コスト超過や遅延リスクとして、さとのわ建設に関し議会より、当初予算では足りず倍の経費がかかったことや完成が半年遅れたことなどのご指摘もあり、計画と事業化の際の予算見積りやスケジュール管理の甘さがあったと思います。また、第2期総合戦略でも指摘されていた人口減少への抑止効果について、KPI（重要業績評価指数）の多くは達成されていましたが、当初の想定を上回るスピードでの人口減少が続いており、施策の効果は一定数あったものの、人口維持という根本課題の解決には十分でなかったと思います。そして、脱炭素・エネルギー、星空保護区施策についても、補助金制度やEV充電設備などの導入はプラン上にはあるが、住民への周知や景観、住民の理解など、また資金負担や運営体制などの継続性をどう確保していくのか等、課題だと思えます。

また、耐用年数などが過ぎている役場庁舎や、大規模改修の時期を迎えている温泉施設、そして少子化に伴う義務教育学校など、問題が山積しておりますので、住民理解や議会の合意が得られるよう少しずつ進めていければと思っております。

以上、後藤肇議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 7番、後藤議員。

○7番（後藤 肇君） 村長からの答弁の中で、ポジティブとか村民主体という言葉が出てきたんですけれども、その点、あとは結果として人口減少とかそういうものがなかなかうまくいっていない、あとは結果として脱炭素宣言ですね。その辺はさせていただいたということで、いいところ、できなかったことを言われたわけなんですけど、その中で、村長として主体的にこれはということで進められた項目についてお伺いします。

○議長（後藤明宏君） 村長、答弁をお願いします。

[「はい、議長」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤明宏君） 7番、後藤議員。

○7番（後藤 肇君） 答弁の前によろしいですか。

○議長（後藤明宏君） はい。

○7番（後藤 肇君） 先に1つ、項目を絞ってお話しさせていただければと思います。

村民主体的という言葉が出てきたんですけれども、その辺はどういった形で村民主体と

いうことで思われて発言をしたか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（後藤明宏君） 暫時休憩としたいと思います。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時10分

○議長（後藤明宏君） 再開いたします。

先ほどの続きで、村長からの答弁、よろしく願いいたします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 後藤肇議員からの村の中の行事で村民が主体になってやったという事業といいますと、これは重要なことであります、オーガニック宣言。おととしの2月23日にオーガニック宣言をやったわけですけれども、これがほかの農家への与える影響というのは物すごかったということでもあります。そしてまた、今年3月18日ですか、G I登録に認定されたという、長年かかってやっと認定が取れたと。涙ぐましい取組だったとっております。

ということで、これからもいろいろあるんですけれども、この次の人にそれは託して、ダークスカイとかいろいろありますから、7年度についてはこういったことぐらいであります、よろしいですかね。

○議長（後藤明宏君） 7番、後藤議員。

○7番（後藤 肇君） 大変にありがとうございました。

村長今言われたように、オーガニック宣言とかG I登録、これは長年の夢であったところがもう登録になって、ただ登録になっただけではなくて、これをいかにこれから広めていくか、5年先、10年先、誰かの質問にありましたように、100年先も住みたい村につくっていくのにはこういうことを一步一步進めていかないと、ただ登録になったからいい、オーガニック宣言したからいいじゃなくて、これをどうやって進めていくかが問題だと思うんですね。

それにもう1点、耕作できない耕地が多くなってきている。そういうものにもこういうのは関連して、やはり未来にこういう目標を持てるような事業を進めながら村民にPRをしていくと、そういったことをぜひお願いして、私の質問で時間を取らせてしまって申し訳なかったんですけれども、よろしく願いしたいと思います。

○議長（後藤明宏君） 村長。

○村長（後藤幸三君） G I 登録に認定されたということだけでも、きゅうりは逼迫して足りなくなって、すごい反響だったと思います。これらを有効に使って、対応をしていただければと思います。

よろしく願いいたします。

◇ 山 口 英 司 君

○議長（後藤明宏君） 次に、8番、山口英司議員の発言を許可します。

8番、山口議員。

〔8番 山口英司君登壇〕

○8番（山口英司君） 議長の許可をいただきました。一般質問をさせていただきます。

村長3期目の成果と次期村政について質問いたします。

思い起こせば4年前なんですけど、同じようにこの席に立って同じようなことを質問していた私がありました。そのときは、後藤村長は既に続投を表明して、上毛新聞紙上でも既に発表されていました。今回については、先日の上毛新聞で紙上で3月の投開票日、発表がございました。その続きとして、今回は3月の村長選については表立った動きがまだ表面上は出ていないと、そのような新聞の内容でございました。

そこで、質問させていただきます。

後藤村長は令和8年3月30日をもって村長3期目の任期が満了になります。任期中は、たかやま未来センターさとのわ竣工、高山オーガニックビレッジ宣言、本宿田中団地分譲や、その他多くの事業に取り組みました。後藤村長の掲げる「笑顔で輝く高山村」づくりの成果をご自身どのように捉えているかを伺います。

次に、現在、高山村は役場庁舎整備、義務教育学校の新設、五領下ノ宿団地の分譲、農業問題、人口減少対策、福祉政策等、数多くの問題、課題が待ち受けております。次期村政のかじ取りについて後藤村長の考えを併せて伺います。

○議長（後藤明宏君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 山口議員からのご質問にお答えいたします。

平成26年3月31日に村政を担わせていただき、令和8年3月30日をもって3期目の任期

が満了いたします。

最初に、村長3期目の成果につきましてでございますが、就任から今日まで多くの政策課題解決のための施策に取り組んでまいりました。その一端を申し上げ、答弁に代えさせていただきます。

村長就任の翌年3月に平成27年度から令和6年度までの10年間を計画期間とした第5次高山村総合計画を策定いたしました。私たちを取り巻く社会変化に対して力強く、柔軟に村づくりを進めるためには、人と人のつながりが重要で、これを円滑に進めるためには笑顔が欠かせないと考え「笑顔で輝く高山村」を村の将来像と定め、様々な施策を展開してまいりました。

その間には、デジタル防災無線、高山ふれあいパークの開設、テレビ無線共聴システム、未来センターさとのわなどの整備を行ったほか、群馬パース大学撤退に伴うNIPPONおもてなし専門学校の誘致、Aコープ高山店撤退に伴い、スーパーコイケ及びサンモールの誘致などもいたしました。また、カーボンゼロを目指す、たかやま5つのゼロ宣言、オーガニックビレッジ宣言をし、ワイン特区の認定を受け、高山きゅうりのGI登録も果たしました。長年の懸案であった高山揚水場の廃止に向けてJRとの協議を開始し、ある程度の道筋が立ったのではないかと思います。

3期目が終わりに近づくわけですが、これまで力不足の私に対し村民皆様をはじめ、議員各位におかれましては終始温かい目で応援をいただき、また、ご支援を賜りましたことに心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

次に、次期村政についての考え方ということでございますが、自らの能力、体調等を勘案する中で、今が身を引くべきときではないかと決断し、村長として12年間の行財政運営に終止符を打ちたいと考えております。また、後任につきましては、新しい若い力にバトンを託し、未来へ向けていつまでも住み続けたい持続可能な村づくりに邁進していただきたいと願うものでございます。

なお、3月30日の任期満了までにはまだ日にちもございます。新年度の予算編成等もありますので、残りの在任期間は全身全霊を尽くす所存でございますので、村議会の皆様方にも引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます、山口英司議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 8番、山口議員。

○8番（山口英司君） 次期村長選についての動向は、この時期における村民の最大の関心事

であるということ言うまでもありません。ただいま後藤村長より、来年の任期満了をもって高山村長の職を勇退されるという答弁がございました。それとともに、今までの村政につきましてある程度の道筋が立ったという話もございました。

後藤村長、今年度の村長の方針の中で一丁目一番地と言われております役場庁舎問題、まだ何の解決もついておりません。それから、今、教育長を先頭とした小中学校の統合、義務教育学校に向けての統合ですね。こういったこと、それから五領下ノ宿団地造成、宅地分譲に向けての造成がただいま始まったところであります。ある程度道筋が立ったという話でございましたが、そういった大きな問題もまだ残っています。この点について、村長、もう一言お願いしたいと思います。

○議長（後藤明宏君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 先ほども申し上げましたように、能力も体力もない中で皆さんに世話になってきましたけれども、これから仕事ができないという体の状態でありますから、やむを得ず、この次の若い人に託して事業を進めていただければと思います。

○議長（後藤明宏君） 8番、山口議員。

○8番（山口英司君） そういった重大な仕事が残っているわけなんですけれども、村長の体がという話がありましたので、ご本人の意見を尊重しなければならないかなというふうに思います。

いずれにしても私としましては、村長がまだ元気なうちにまだまだ続けていただければというふうに思っていて、そんな話を出したわけなんですけれども、どうも村長、もうやり切ったというふうな考えがあるかというふうに思います。

そうしまして、後藤村長は村会議員を3期、そしてその後、続けまして村長を3期、合わせて6期24年間、誠心誠意村政に取り組み、「笑顔で輝く高山村」づくりにご尽力をされてきました。本当にお疲れさまでございました。この先、村長の職を離れても村政について温かく見守っていただきたいと思います。それから、任期満了までの日数はまだ残っています。最後まで鋭意取り組んでいただくことをお願いいたしまして、以上で一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（後藤明宏君） 以上で一般質問を終わります。

◎休会について

○議長（後藤明宏君） お諮りします。議案の調査及び審査等のため、12月4日から12月8日までの5日間休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、12月4日から12月8日までの5日間を休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（後藤明宏君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議は12月9日火曜日午前10時に開きますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時26分

令和6年12月9日（火曜日）

（第2号）

令和7年第4回高山村議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年12月9日（火）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第54号 | 高山村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第55号 | 高山村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第56号 | 高山村保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第57号 | 高山村旅費支給条例の全部改正について |
| 日程第 5 | 議案第58号 | 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第59号 | 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第60号 | 高山村特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第61号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第62号 | 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第63号 | 高山村村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第64号 | 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第65号 | 令和7年度高山村一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第13 | 議案第66号 | 令和7年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第67号 | 令和7年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第68号 | 令和7年度高山村介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第16 | 議案第69号 | 令和7年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 議案第70号 | 令和7年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議案第71号 | 令和7年度高山村簡易水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 議案第72号 | 令和7年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算（第1号） |

日程第20 委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

日程第21 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	渡邊裕治君	2番	平形玉緒君
3番	唐澤徳治君	4番	松井陽威君
5番	飯塚武久君	6番	佐藤晴夫君
7番	後藤肇君	8番	山口英司君
9番	平形富二夫君	10番	後藤明宏君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	後藤好君
会計管理者兼 税務会計課長	本間尚也君	住民課長	都筑喜久雄君
保健みらい 課長	金井等君	農林課長	小池正浩君
建設課長	割田信一君	地域振興課長	平形英俊君
教育課長	飯塚優一郎君		

事務局職員出席者

議会事務局長	武田昌明	書記	林大生
--------	------	----	-----

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（後藤明宏君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

本日の会議を開きます。

◎議案第54号～議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、議案第54号 高山村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第3、議案第56号 高山村保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題とします。

本件は12月3日に一括上程され、議案調査となっております。

これから議案第54号から議案第56号まで3議案について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑はありませんので、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

これから議案ごとの採決を行います。

最初に、議案第54号 高山村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 高山村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制

定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 高山村保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第4、議案第57号 高山村旅費支給条例の全部改正についてを議題とします。

本件は12月3日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

質疑はありませんので、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

直ちに採決します。

これから議案第57号 高山村旅費支給条例の全部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第5、議案第58号 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件については12月3日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

質疑がありませんので、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

直ちに採決します。

これから議案第58号 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号～議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第6、議案第59号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから日程第9、議案第62号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの4議案を議題とします。

本件は12月3日に一括上程され、議案調査となっています。

これから議案第59号から議案第62号までの4議案について一括質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

質疑がありませんので、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

これから議案ごとの採決を行います。

最初に、議案第59号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 高山村特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第10、議案第63号 高山村村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は12月3日に上程され、議案調査となっております。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

質疑がありませんので、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

これから議案第63号 高山村村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第11、議案第64号 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は12月3日に上程され、議案調査となっております。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

質疑はありませんので、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

これから議案第64号 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号～議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第12、議案第65号 令和7年度高山村一般会計補正予算（第4号）から日程第19、議案第72号 令和7年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算（第1号）までの8議案を一括議題とします。

本件は12月3日に一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に、議案第65号について質疑を行います。

なお、質疑の際にはページ及び事業名称など、質問箇所を明示してから願います。

1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 議案書74ページ、歳入、17款財産収入、1項財産運用収入、3目利子及び配当金の部分について質疑させていただきます。

今回利子及び配当金について、増加な主な要因について税務会計課長に伺いたいと思います。よろしく願います。

○議長（後藤明宏君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（本間尚也君） それでは、渡邊裕治議員からのご質問にお答えいたします。

日銀のゼロ金利政策やマイナス金利政策が解除され、政策金利が令和6年7月に0.25%に、令和7年12月に0.5%に上昇したのを受け、各種金利が大幅に上昇しました。これに伴い、償還日前に売買された債権の利率も上昇し、定期預金の金利に比べ、既発債では、その5倍から10倍以上もの金利がつく状態となったため、1年定期預金の代わりに1年程度の残債期間の既発債を購入することにより、利子収入が増加となったためでございます。

前年度当初予算で244万円から今年度は1,985万円に増額し予算計上しましたが、定期預金からの利率の高い既発債への投資先変更を進めたために1,970万円の増額補正となったものでございます。

なお、今月に日銀の政策金利が上昇すると見込まれることによる利上げ分と残債期間3年程度の庁舎建設基金など残債期間が複数年度にわたる債権につきましても、額面より安く購入できるアンダーパーと言われる差額分を初年度に利子として計上している関係上、特に多くなっていますことを申し添えます。

以上、渡邊裕治議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 税務会計課長、答弁ありがとうございました。

初年度差額分が多く入ってきていることを理解させていただきました。

今後も政策金利の動きを注視する必要があるかとは思いますが、財政調整基金の資金運用に当たって留意している点、注意している点について2点目としてお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（後藤明宏君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（本間尚也君） 留意している点ということでございますが、高山村基金条例の中で、基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと定めてありますので、まずは、安全な投資方法を第一に考えております。具体的には、金融期間の定期預金と公募公債と言われる国債、都道府県債、政府保証債、財投機関債などの債権に限って投資を行っております。電力債などの企業債は対象としておりません。

投資金額につきましては、村長、副村長、関係各課と協議の上、基金繰入れに影響のないよう慎重に投資額を決定しております。

投資期間につきましては、群馬県債のグリーンボンドは5年または10年、庁舎建設基金は令和11年度までとしております。その他の基金につきましては、公共施設整備への支出のめどが立つまでは定期預金代わりの1年程度としております。

以上、渡邊裕治議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 税務会計課長、再度の答弁ありがとうございました。

政策金利の上昇により、今後村が借り入れる起債に関しても少なからず影響が出てくるこ

とも理解しております。しかしながら、基金運用により税収外収入の増加、これが村の収入となったことは評価すべき点と考えております。

議案調査のときに他の議員からもお話がありましたけれども、今後どうしても組織として異動がつきものですので、担当職員に左右されない運用知識の基盤、資金運用におけるノウハウの継承、長期的な財政安定にとっては、極めて重要だと思っております。

担当者の異動に左右されない組織的な継承に関しまして、他の議員と同様に私も賛同しておりますので、今後そのようなことも考えて、強い組織体制の構築をお願い申し上げて質疑を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑ありませんか。

8番、山口議員。

○8番（山口英司君） 一般会計補正予算の議案書79ページ、歳出、79ページの下段になります。

NHK放送受信料161万2,000円増額についてお伺いしたいと思います。

多くの自治体で公用車に搭載されたカーナビのNHK放送受信料未払いが相次いでこのところ発覚いたしております。これについて、個人の場合は、自宅で受信契約があれば、自家用車の追加契約は不要ということのようです。しかしながら、公用車については1台ごとに契約が必要なようでございます。

ということで、本件について受信料を過去に遡って払うのを含めて161万2,000円の内訳を説明願いたいと思います。

総務課長、お願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） お答えいたします。

まず最初に、村が保有するテレビチューナー付きのカーナビを設置している車両について過去に遡ってNHK受信料を払うことになりましたことは、ひとえに認識不足によるものと反省し、おわびを申し上げます。

現在村が保有するテレビチューナー付きのカーナビを設置している車両は11台ございます。取得年は平成12年から令和7年までというふうに記録はされております。未納の延べ月数、合計でございますが、延べで116月の未納となっております。

受信料の内訳でございますが、令和6年度分までは、地上契約の月額に車両を取得してからの経過月数を乗じた額となっております。割引の適用はされておられません。令和7年度

分については、事業所割引を適用していただきまして、2契約目以降の事業契約年払いの額ということになってございます。

次に、車両を取得したときまで遡って受信料を支払うことについて説明をさせていただきます。

受信契約を締結している場合には、支払期限から5年経過時点で通常であると時効成立ということになろうかと思えます。受信契約を締結していない場合には、受信契約が成立するまで時効が進行しないということになされておるようでございます。最高裁判例として、NHK受信契約を締結しなくてもテレビ等の設置をした時点からNHK受信料を払わなければならない義務が生じる。また、NHK受信契約が成立するまでは、NHK受信料の時効が進行しないので、いつまでも受信料支払い義務が残り続けるといった最高裁判例もあるというところでございます。これらから、今回の件につきましては、NHKから訴訟を起こされた場合、当該車両を取得した時点からのNHK受信料を全額支払わなければならない。この可能性が極めて高いということでございます。

よって、未納分の早期解消を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、今後の対応でございますけれども、容易にテレビ受信ができない状態とすることにより、受信契約が不要となるということでございます。当該車両のアンテナを取り外してまいりたいというふうに考えてございます。

また、今後新たに購入する車両につきましては、テレビチューナーのついていないナビ機能のみのカーナビというんですか、それを設置したものにしたいというふうに考えてございます。

何とぞご理解をいただきまして、可決くださいますよう重ねてお願い申し上げ、山口議員の質疑に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（後藤明宏君） 8番、山口議員。

○8番（山口英司君） ただいま総務課長から現在の状況、それから今後についてのどうしていくかといった対応、詳細に説明をしていただき大変よく分かりました。納得できるものと思えます。

先ほどの説明の中で、116月の未納があったということは、また言い方を変えれば、消滅時効の5年前まで遡って払うということによろしいのでしょうか。その点どうですか。

○議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 未納分、先ほど116月と申し上げました。その内訳でございます

が、契約をしていれば、時効になるであろう令和元年度まで、この月数が58月、金額で87万円余りということでございます。令和2年以降、時効成立がしないもの、これにつきましては、延べ月数ですが58月、金額で73万円余りということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、そもそもの契約をしていないというふうな状況がございましたので、契約には関係なく、最初まで遡って支払わなければならないということでございます。ただ、ちょっと聞いた話なんですけど、裁判を起こして、その裁判でいつから契約が成立するのだという認定を受けた場合には、そこから支払い義務が生じるといった記載もございました。ただ、それにはやっぱり裁判費用等々いろいろかかってまいりますので、うちが保有している台数分については、支払っていったほうが有利かなといったところでございます。すみません。

○議長（後藤明宏君） 8番、山口議員。

○8番（山口英司君） このカーナビについては、私自身があまりよく承知していなかったということで、今回この案件が出たことによって、ネット等で内容を調べさせていただき、知識として蓄えることができました。ありがとうございました。

NHKの放送受信料支払いについては、これ、国民の義務ということであります。義務ということなんで、裁判どうこうというところまではなかなかNHK受信料、いかないとは思いますが、金額の高を問わず、義務ですので、払うものは払うと。やむを得ないと思います。総務課長の説明により納得できました。ありがとうございました。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑ありませんか。

5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） それでは、予算書の95ページ、いぶきの湯施設管理事業について質問をさせていただきます。

今回くみ上げポンプが故障したということで、その対応として今後は適切な管理と施設の定期的な交換修理により対応していくと、そういう方針であるというふうに聞いてございます。

当面そういった対応でよろしいかと思うんですけれども、今後の話なんですけれども、ポンプ以外の施設の老朽化ももう既に激しくなっていると思います。造成当時とまたニーズも変わってきていると思います。また、施設がふれあいプラザの前面となっている、そういうことありまして、そろそろプラザを含めた今後のあり方の検討、これを進めていったほうがいいかなというふうに思っております。

この辺についてお答え願います。よろしく願います。

○議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（平形英俊君） 飯塚議員からのご質問についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、ポンプ以外の施設の老朽化も激しく、いぶきの湯が1992年、平成4年にオープンし、築33年が経過、ふれあいプラザについては、1995年、平成7年にオープンし、築30年が経過しており、どちらの施設も大規模改修や更新の時期を迎えております。そして、地下320メートルから源泉ポンプによりくみ上げております温泉についても、引湯管により1.7キロメートルの距離をふれあいプラザまで引いておりますが、その送水する間に温度が下がり、また湯量が少ないため、加水し、沸かして使っております。

今まで地下源泉の湯量を把握するすべがなかったのですが、今回源泉ポンプ更新工事をする際に、揚湯管をステンレス鋼管からフレキシブル・エレクトリック・パイプ、通称FEP管に交換したことにより、隙間が生まれ、今まで地下の水位や流量などのセンサー類をつけることができなかったのですが、今回の工事により水位センサーや流量センサー、温度センサー、そして地上で確認できる表示記録計などを設置し、数値で分かるよう可視化できることとなります。

今後両施設の在り方につきましては、今年5月の議会全員協議会におきまして、PPP等導入可能性調査業務の中間報告をさせてもらった中にも記載がありますが、両施設とも利用者からの存続要望もあり、存続させるためには、いぶきの湯の更新やふれあいプラザの大規模改修または更新といった大きな財政負担が必要となり、いずれも維持できなくなる可能性があるといったことも踏まえながら、今後慎重かつ総合的に考え、検討していきたいと考えております。

説明については以上となりますが、どうぞよろしく願います。

○議長（後藤明宏君） 5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） ご答弁ありがとうございました。

本件につきましては、人口減少、それに伴う財源の縮小という厳しい状況の中で、大変難しい課題だと思います。ぜひ現状や将来の見通しをしっかりと検証して、あらゆるケースを想定しながら、総合的にかつ慎重に判断をしていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（後藤明宏君） 次に、議案第65号から議案第72号までの7議案について一括質疑を行います。

なお、質疑の際には会計名、ページ及び事業名称など、質問箇所を明示してからお願いします。

7番、後藤議員。

○7番（後藤 肇君） 先ほどはすみませんでした。

じゃ、先ほどお話ししたように、議案第71号、162ページですね。すみません。建設課の課長にはお話しさせていただきました。中身についてお伺いすることではなく、関連として、判形水道配管で破裂がございまして、その後の修理等についての説明と高山村の水道事業に関しても下水道に関してはまだ年数的には新しいんですけども、水道については、かなり古くなっている部分がありまして、これから今後ともこういう問題が出てくるのではないかと思いますので、その辺を踏まえた形で答弁を願うできればありがたいかなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 建設課長。

○建設課長（割田信一君） 後藤肇議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、令和7年6月19日に判形第1水源の深井戸ポンプが、水中ポンプが故障いたしました。この際に判形地区の方々には、節水を呼びかけ大変ご迷惑をおかけいたしましたので、この場をお借りしましておわびを申し上げます。

また、判形第1水源からその間に仮設で水を引き、それが順調にいったものですから、節水の協力は解除となりましたが、その後いつまでも仮設というわけにもいかないもので、村内にあるほとんど使用していない水中ポンプを使用いたしまして、それを移設し、現在順調に稼働しております。

ですので、現在はその仮設での引水は撤去しております。しかし、この判形地区につきましては、給水人口が多いので、またポンプが故障するとなると、大きな影響がありますので、ポンプ以外の手法も現在検討中でございます。これにつきましては、来年度予算計上に向け、現在準備を進めているところなんですけれども、その内容につきましては、来年度の予算審査の中で説明をさせていただきたいと思います。

また、村内全体の水道施設の老朽化につきましては、かなり老朽化が進んでいるところもありますし、主要な管は耐震化を進めていかなければならないということも現在指導を受けております。とはいえ、お金もかかりますので、慎重にやっていく箇所などを選定いたしま

して、有利な起債等を活用しながら、整備に向けて村民皆様に安定した水道水の提供をしていかなければならないという自負を持ってしていかなければならないと思っておりますので、その際には、議会の皆様の予算等の確保にご協力をお願いすることも多々あるかと思えますけれども、ぜひよろしくご理解のほどお願い申し上げまして、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 7番、後藤議員。

○7番（後藤 肇君） すみません、割田課長、詳細な答えをありがとうございました。

特に判形水道が突発的に修理になったということで、役場の職員の方も大分苦労されて、ほかの部署から車を借りたりとかいろいろそういう部分で大変苦労されたんじゃないかなという感じでは思っていますけれども、早急に直していただいて、本当に住民としてはありがたいかなと思うところでございます。

さっきお話の中にもありましたように、計画的なやはり水道とかというのは、壊れて修理をしてもそれは当たり前のことなんですけれども、計画的に一部どこかを修理して予算化して、それを来年度するとかそういうものをやはり壊れてからではなく、見通しをつけながらある程度やっていかないと、こういう事業というのは、なかなか難しいかなと思うんですね。逆に難しいから壊れてから修理するんだという答えもあるかもしれないですけども、やっぱり対応年数が30年、40年たっているものに関しては、交換、ある程度しないと、そのとき壊れてからでは大事故になって、水、一番人間が必要とするものをやはり1か月、2か月供給できないということは問題になりますので、ぜひ課長のお話の中にもありましたように、計画的に進めていただいて、予算を取って交換をしていく。村民に安心をして水道水を使っていたら、そういった旨でぜひ考えとしてやっていただいているみたいなので、安心したところでございますので、今後もよろしくお願ひしたいかなと思います。

以上です。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（後藤明宏君） これで質疑を終わります。

これから議案第65号から議案第72号までの8議案について一括討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案ごとに採決を行います。

最初に、議案第65号 令和7年度高山村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 令和7年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 令和7年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 令和7年度高山村介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 令和7年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 令和7年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第2号）を採決し

ます。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 令和7年度高山村簡易水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 令和7年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

○議長（後藤明宏君） 日程第20、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書についてを議題とします。

お諮りします。申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、申請書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○議長（後藤明宏君） 日程第21、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（後藤明宏君） これで本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期7日間にわたり慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和7年第4回高山村議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時42分